

農業農村整備事業等における新規地区採択時の 評価手法の明確化について

平成12年3月24日付 12-2

最終改定 平成18年3月31日付 17農振第2242号

各地方農政局長
北海道開発局長
沖縄総合事務局長
北海道知事
緑資源機構理事長

殿

農林水産省農村振興局長

第1 目的

農業農村整備事業及び農地の保全に係る海岸事業（以下「農業農村整備事業等」という。）の新規地区採択（国営及び機構営事業にあつては「採択」を「着工要求」と読み替える。以下同じ。）に当たつての評価手法を明確化することにより、新規地区採択過程の透明性及び客観性を確保することを目的とする。なお、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号、以下「法」という。）及び法に基づき農林水産大臣が決定した農林水産省政策評価基本計画（平成18年3月28日決定、以下「基本計画」という。）に基づいて行う公共事業の事前評価のうち、農業農村整備事業等の事前評価については、法及び基本計画によるほか、本通知によって行うものとする。

第2 対象事業

対象事業は、別表に掲げる事業（施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業を除く。以下同じ。）とする。なお、法及び基本計画に基づいて行う事前評価の対象事業は、別表に掲げる事業（ただし、地域再生計画に位置づけられる事業及び村づくり交付金を除く。）のうち総事業費10億円以上の事業とする。

第3 採択時の評価の実施

1 評価の方法

別表に掲げる評価主体（以下「評価主体」という。）は、別添のチェックリストに基づき、基本計画に定められた実施単位毎に評価を行うものとする。

なお、チェックリストは、別表に掲げる事業ごとに新規地区採択に当たつての必須事項と優先配慮事項について、事業の必要性、効率性、有効性、優先性及び公平性その他の観点から以下の事項を定める。また、国営土地改良事業については、事業効果の発現に影響する主な要因に関する事項を特定監視項目として定める。

(1) 必須事項

地区採択の必須条件となる事項で、土地改良法等関係法令及び事業実施要綱等で定められている事項

(2) 優先配慮事項

優先性の高い採択地区を判定するための事項で次に該当するもの

事業で達成する目標（農業生産性の向上、食料・農業・農村施策との関連等）に関する事項

事業内容や実施体制等（地元調整、関連計画との連携、緊急性等）に関する事項

(3) 特定監視項目（国営土地改良事業）

事業効果の発現に影響する主な要因に関する事項

2 実施手続（別記資料 から までを参照）

(1) 評価主体は、国営及び機構営事業にあつては次年度予算概算要求決定までに、次年度の新規着工候補地区について、チェックリストに基づき評価を行うものとする。

(2) 評価主体は、補助事業にあつては新規採択申請後、次年度の新規採択希望地区について、チェックリストに基づき評価を行うものとする。

(3) 評価主体は、チェックリストによる評価結果に基づき、各事業の事業実施要綱等に基づく新規採択地区の決定を行うものとする。

第4 評価結果の公表（別記資料 から までを参照）

1 公表時期

評価主体は、法及び基本計画に基づいて行う事前評価の対象事業について、国営及び機構営事業にあつては次年度予算概算要求決定後に、補助事業にあつては次年度予算成立後に、チェックリストによる評価結果を公表するものとする。

その際、農村振興局は、農村振興局で評価する事業のチェックリストによる評価結果と、地方農政局及び沖縄総合事務局で評価する事業のチェックリストによる評価結果を合わせ、法第10条の規定に基づく評価書（以下「評価書」という。）としてとりまとめ、公表するものとする。

なお、公表に際しては、別記様式第1号又は第2号を用いるものとする。

2 評価結果の通知

評価主体は、補助事業にあつては、都道府県知事に採択通知書を交付する際に、チェックリストによる評価結果を添付するものとする。

第5 事業計画策定過程及び事業実施過程でのチェックリストの活用

チェックリストは、第1に定める目的に活用するほか、事業を通じて実現しようとする政策目的等を国と事業主体間で共有し、質の高い事業実施を行うために活用することが重要である。

このため、事業計画策定過程においては、事業主体自らがチェックリストを活用した自己評価を行い、その結果を事業計画の立案や地域の合意形成に反映させるなど、質の高い事業実施に向けて、チェックリストの積極的な活用を図るものとする。

また、事業実施過程においても、事業の推進状況の把握や地域に対する指導等にチェックリストを活用するものとする。

第6 学識経験を有する者の知見の活用

農業農村整備事業等の新規地区採択に当たっての評価手法の向上を図るため、必要に応じて学識経験を有する者の知見を活用するものとする。

(別表) 対象事業等

区 分	対象事業	評価主体
国 営	国営かんがい排水事業 国営農地再編整備事業 国営総合農地防災事業 直轄地すべり対策事業 直轄海岸保全施設整備事業	農村振興局
機構営	独立行政法人水資源機構事業	
	独立行政法人緑資源機構事業	
補 助	都道府県営かんがい排水事業 都道府県営経営体育成基盤整備事業 都道府県営畑地帯総合整備事業 都道府県営中山間地域総合整備事業 都道府県営農地環境整備事業	
	農道整備事業 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 地域用水環境整備事業 畑地帯開発整備事業 農業集落排水資源循環統合補助事業 農村振興総合整備事業 農村振興総合整備統合補助事業 集落基盤整備事業 集落地域整備統合補助事業 むらづくり総合整備事業 美しい村づくり総合整備事業 村づくり交付金 田園整備事業 団体営中山間地域総合整備事業 団体営農地環境整備事業 農地防災事業 地すべり対策事業 海岸事業	地方農政局 沖縄総合事務局 (農村振興局)

()は北海道において行う事業の場合

(別記様式第1号)
 国営及び機構営事業の公表様式

	事業名	地区名
<u>事業の概要</u>		
<u>事業の目的・必要性</u>		
<u>事業の効率性</u>		
効用(百万円/年):	の節減	百万円
:	:	:
:	:	:
計		百万円
<u>費用便益比</u>		
総便益	百万円	
総事業費	百万円	
注) 総事業費には、二期事業及び関連事業を含む。		
<u>事業の有効性</u>		
<u>日程・手続</u>		
<u>事業に対する決議</u>		
平成 年 月		
<u>評価担当部局</u>		
農村振興局		

概要図

1. 受益面積	
2. 受益者数	
3. 主要工事計画	
4. 国営総事業費	

(図面)

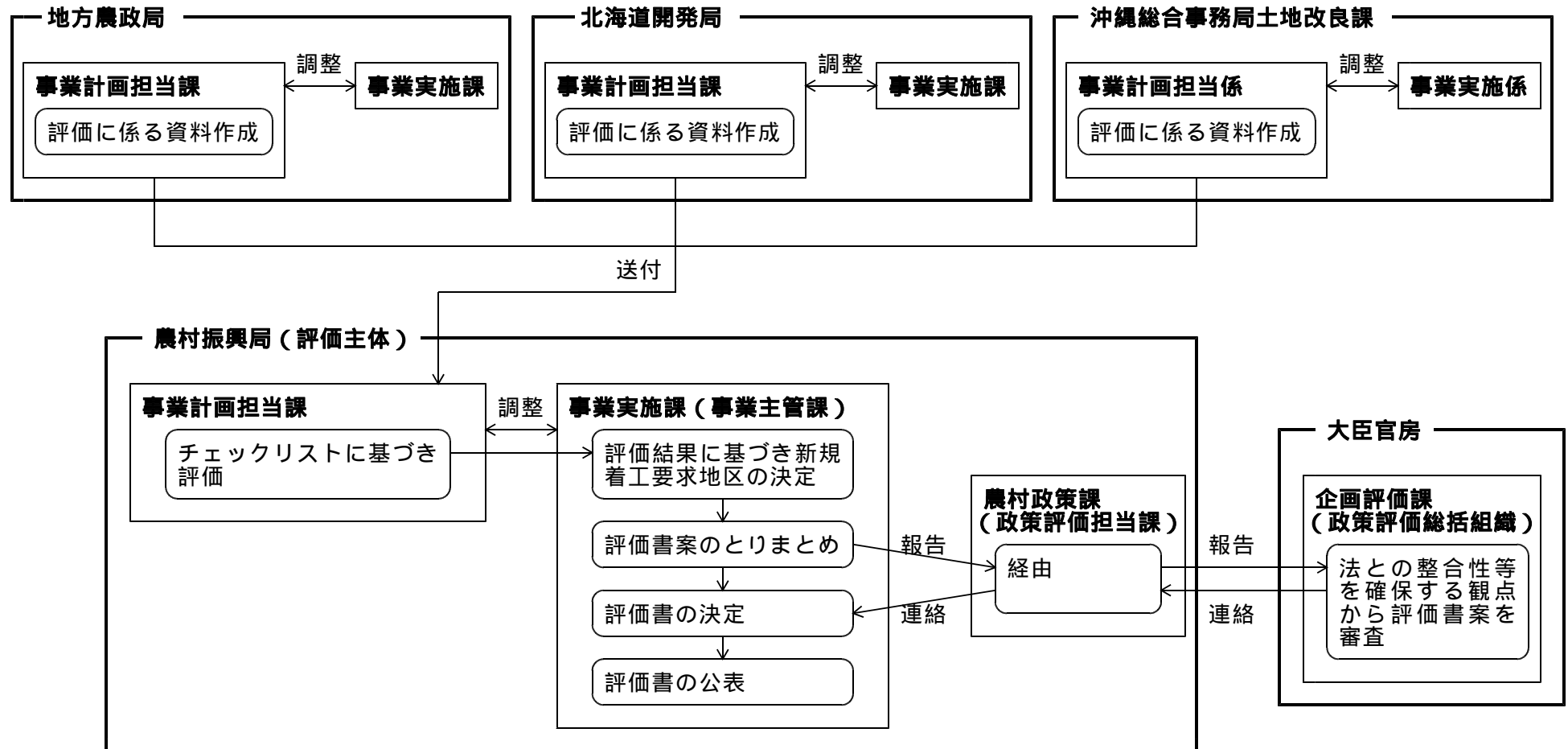
(作成上の注意)

- ・各地区毎にチェックリストによる評価結果を添付して公表する。
- ・直轄地すべり対策事業の場合は、受益面積、受益者数を、それぞれ地すべり地域等、関係戸数とする。
- ・直轄海岸保全施設整備事業の場合は、受益面積、受益者数を、それぞれ防護面積、防護人口とする。
- ・「注」は例示である。
- ・「総便益」及び「費用便益比」には、「土地改良事業における経済効果の測定方法について」(昭和60年7月1日付60構改C第688号)を適用若しくは準用する事業にあっては、妥当投資額及び投資効率を記入する。

(別記資料)

チェックリストに基づく評価実施フロー

国営事業

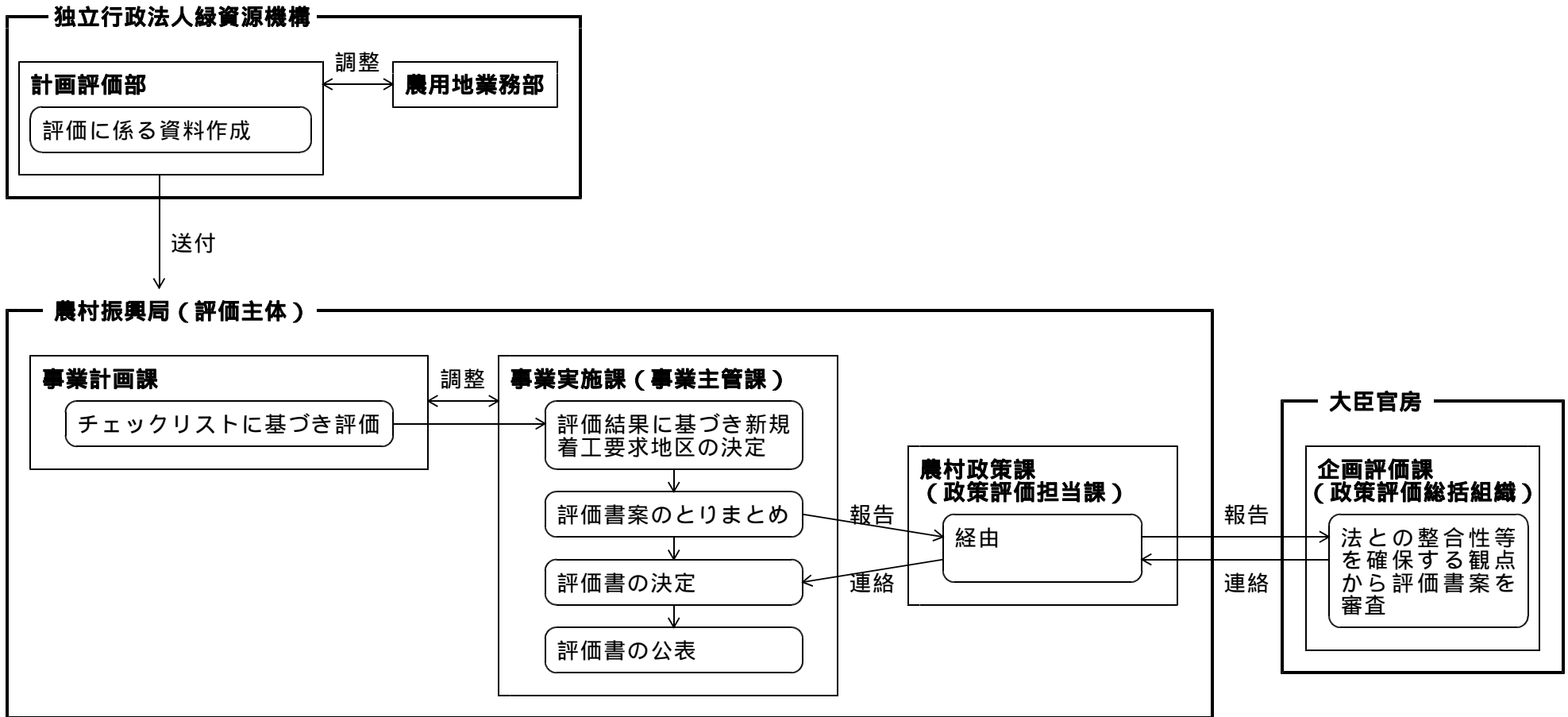


注)・独立行政法人水資源機構については、国営事業に準じる。

・事業実施課（沖縄総合事務局にあっては事業実施係）が事業計画に係る事務を行う事業にあっては、図中で事業計画担当課（沖縄総合事務局にあっては事業計画担当係）が行う事務についても、事業実施課（沖縄総合事務局にあっては事業実施係）が行う。以下同じ。

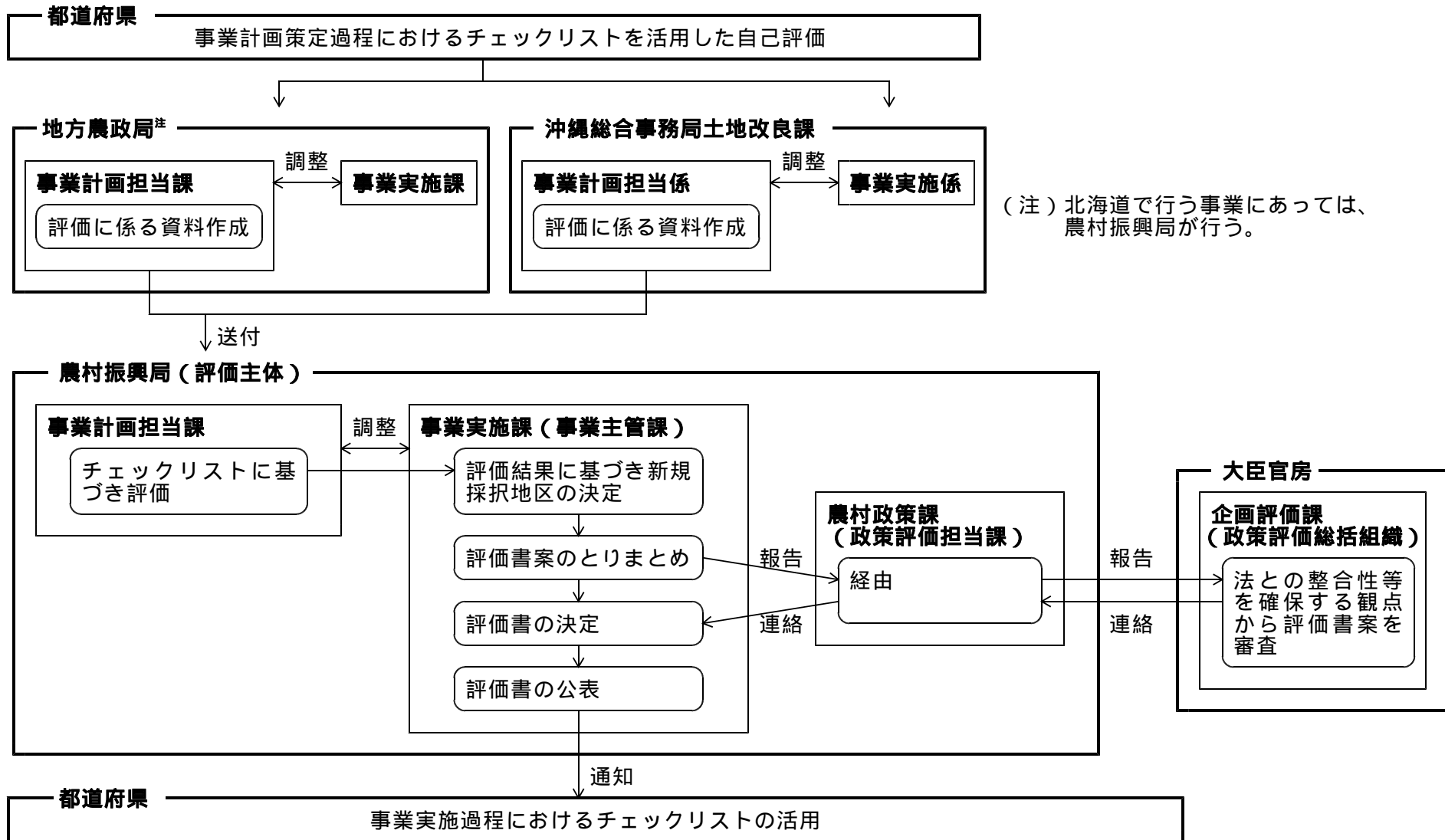
(別記資料)

独立行政法人緑資源機構事業



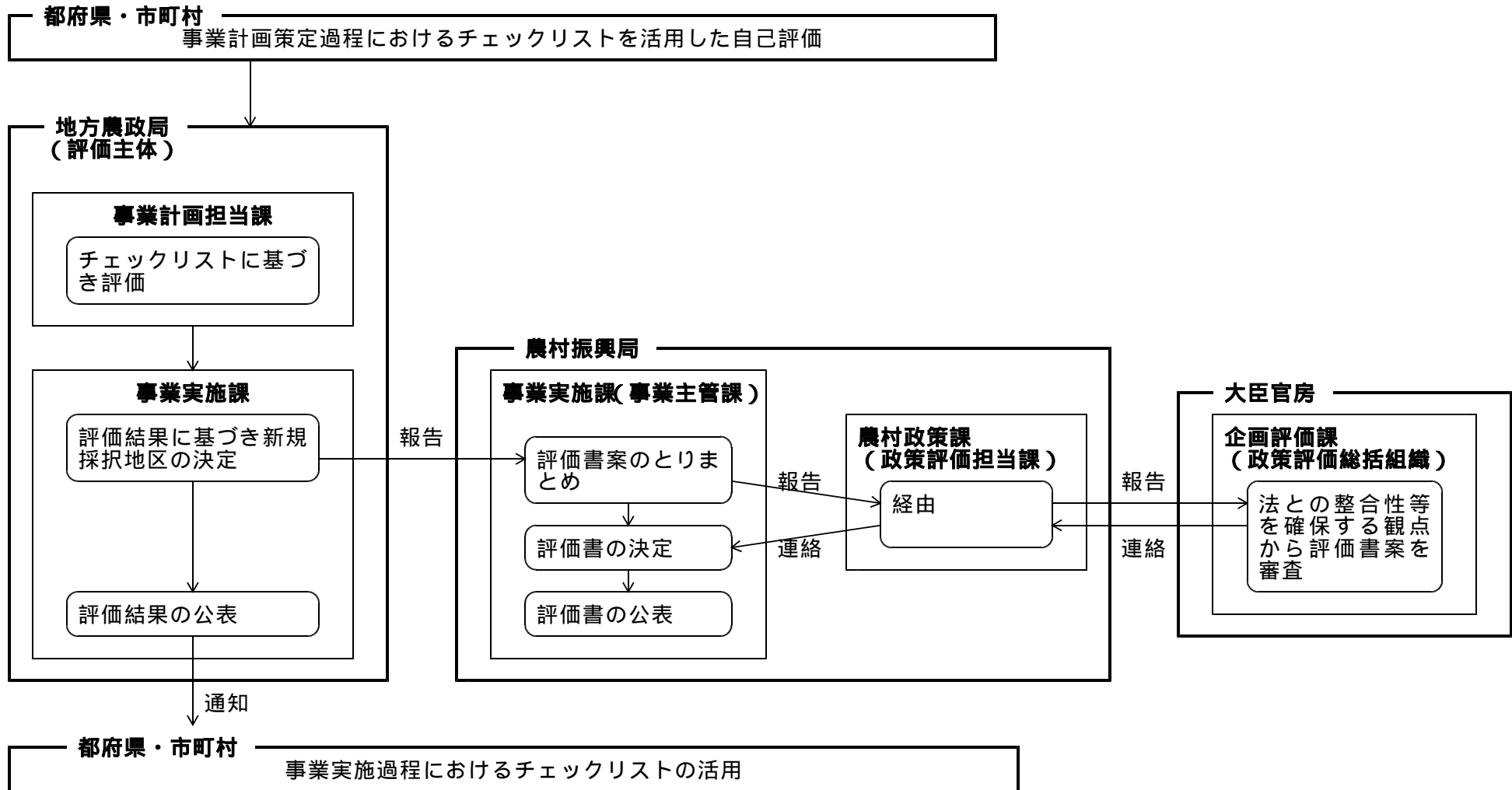
(別記資料)

補助事業(農村振興局が評価する事業)



(別記資料)

補助事業(地方農政局又は沖縄総合事務局が評価する事業)



注)・沖縄総合事務局が評価する場合は、地方農政局及び地方農政局における事業計画担当課と事業実施課を、それぞれ沖縄総合事務局土地改良課、事業計画担当係、事業実施係と読み替える。

・農村振興局は、農村振興局で評価する事業の評価の結果と併せて地方農政局(沖縄総合事務局を含む)で評価する事業の評価の結果についても評価書としてとりまとめる。

チェックリスト

国営事業

国営かんがい排水事業
国営農地再編整備事業
国営総合農地防災事業
直轄地すべり対策事業

機構営事業

独立行政法人水資源機構事業（国営かんがい排水事業に同じ）
独立行政法人緑資源機構事業（特定中山間保全整備事業）

補助事業

かんがい排水事業
経営体育成基盤整備事業
畑地帯総合整備事業
農道整備事業、農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業
畑地帯開発整備事業
地域用水環境整備事業
農業集落排水資源循環統合補助事業
農村振興総合整備事業、農村振興総合整備統合補助事業
集落基盤整備事業、集落地域整備統合補助事業
むらづくり総合整備事業
美しい村づくり総合整備事業
村づくり交付金
田園整備事業
中山間地域総合整備事業
農地環境整備事業
農地防災事業
地すべり対策事業

海岸事業

直轄海岸保全施設整備事業
補助海岸事業

平成 年度新規地区採択チェックリスト（国営かんがい排水事業）
（独立行政法人水資源機構事業）

（局名： ）（地区名： ）

1．必須事項

項目	評価の内容	判定
1．事業の必要性が明確であること。（必要性）	・農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	
2．技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	
3．事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	・当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	
4．農家負担の可能性が十分であること。（公平性）	・当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとはならないこと。	
5．環境との調和に配慮していること。	・当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	
6．事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	

項目を満たしている場合は「 」とする。
項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

平成 年度新規地区採択チェックリスト（国営かんがい排水事業）
（独立行政法人水資源機構事業）

（局名： ）（地区名： ）

2．優先配慮事項

項目	評価の内容	判定
1．事業で達成する目標に関する事項（有効性）	<p>地域農業の生産性向上・農業経営の安定化が図られる。</p> <p>農地利用の集積等構造政策の推進のための基本的条件が整備される。</p> <p>水利秩序の形成・再編を実施し、水資源の有効活用が図られる。</p> <p>老朽化等により機能低下している土地改良施設の機能回復や農業災害の防止等が図られる。</p>	
2．事業内容や実施体制等に関する事項	<p>事業費の経済性、効率性が十分確保されている。</p> <p>コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。</p> <p>関係都道府県や市町村が策定する農業振興に関する計画と整合が図られている。</p> <p>高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策対象地域である。</p> <p>一般被害等の軽減にも寄与するものである。</p>	

項 目	評 価 の 内 容	判定
	<p>地元の事業推進体制が整備されている。</p> <p>関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。</p> <p>関係機関との協議について、基本的事項の合意に達している。</p> <p>関連する他事業との調整が図られている。</p> <p>施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。</p>	

項目を満たしている場合は「 」とする。
項目欄の()には、主として考えられる観点を記述している。

3．特定監視項目（国営かんがい排水事業）

項 目	評 価 の 内 容	判定
1．地質状況	・地質状況に基づいた施設計画としている。	
2．受益面積	・最近年の面積を把握している。	

項目を満たしている場合は「 」とする。

平成 年度新規地区採択チェックリスト（国営農地再編整備事業（ 型））

（局名： ）（地区名： ）

1. 必須事項

項目	評価の内容	判定
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	・ 農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	・ 当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	
4. 農家負担の可能性が十分であること。（公平性）	・ 当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとならないこと。	
5. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・ 採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	

項目を満たしている場合は「 」とする。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

（局名： ）（地区名： ）

2．優先配慮事項

項 目	評 価 の 内 容	判 定
1．事業で達成する目標に関する事項（有効性）	<p>土地利用の整序化を通じて、大規模な優良農地の確保と土地利用の秩序形成が図られる。</p> <p>労働生産性が相当程度向上する。</p> <p>担い手等の経営規模が相当程度拡大する。</p> <p>ほ場条件の改善を契機とした地域に応じた作物の導入により新たな産地形成や既成産地の拡大が図られる。</p> <p>水田地帯において、水田農業経営確立対策の推進に資する営農計画となっており、土地利用型農業の展開（麦、大豆等の振興）が図られる。（水田地帯の場合のみ適用）</p>	
2．事業内容や実施体制等に関する事項	<p>コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。</p> <p>事業費の経済性、効率性が十分確保されている。</p> <p>事業を契機として新たに地域農業を支援する体制の整備が図られる。</p> <p>営農支援体制が整備されている。</p> <p>関係市町村及び受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。</p>	

項 目	評 価 の 内 容	判 定
	<p>関係機関との協議について基本的事項の合意に達している。</p> <p>地元の事業推進体制が整備されている。</p> <p>施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。</p> <p>他事業との関連で緊急性がある。</p> <p>当該事業計画が、関係都道府県及び市町村の策定する振興計画等と整合が図られている。</p>	

項目を満たしている場合は「 」とする。
項目欄の()には、主として考えられる観点を記述している。

3 . 特定監視項目

項 目	評 価 の 内 容	判 定
1 . 農地整備工事の諸条件	<ul style="list-style-type: none"> ・地形、地質、水利条件等に基づいた農地整備計画としている。 	

項目を満たしている場合は「 」とする。

平成 年度新規地区採択チェックリスト（国営総合農地防災事業）

（局名： ）（地区名： ）

1. 必須事項

項目	評価の内容	判定
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	・ 農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	・ 当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	
4. 農家負担の可能性が十分であること。（公平性）	・ 当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて負担能力の限度を超えることとならないこと。	
5. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領等に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・ 採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	

項目を満たしている場合は「 」とする。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

（局名： ）（地区名： ）

2．優先配慮事項

項目	評価の内容	判定
1．事業で達成する目標に関する事項（有効性）	<p>作物・農地等における洪水等の被害防止又は軽減が図られる。</p> <p>地域の農業生産及び農業経営の維持・向上が図られる。</p>	
2．事業内容や実施体制等に関する事項	<p>事業費の経済性、効率性が十分確保されている。</p> <p>コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。</p> <p>地域防災計画等に位置づけられている、又はその見込みがある。</p> <p>一般・公共施設等における被害の防止または軽減を図るものである</p> <p>周辺地域で、重大な農業被害が想定される、または過去に被害があった。</p> <p>高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策の対象地域である。</p> <p>関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。</p> <p>施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。</p> <p>地元の事業推進体制が整備されている。</p> <p>関係機関との協議について、基本的事項の合意に達している。</p> <p>関連する他事業との調整が図られている。</p>	

項目を満たしている場合は「 」とする。
 項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

3. 特定監視項目

項目	評価の内容	判定
1. 地質状況	・地質状況に基づいた施設計画としている。	

項目を満たしている場合は「 」とする。

平成 年度新規地区採択チェックリスト（直轄地すべり対策事業）

（局名： ）（地区名： ）

1．必須事項

項目	評価の内容	判定
1．事業の必要性が明確であること。（必要性）	・ 農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて国土の保全及び民生の安定に資するため、当該事業を必要とすること。	
2．技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	
3．事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	・ 定量的及び定性的評価を行った結果から総合的に評価して、当該事業による効果が十分見込まれること。	
4．地すべり等防止法及び事業実施要綱等に適合していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地すべり等防止法及び事業実施要綱等に規定されている要件を満たすこと。 ・ 採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。 	

項目を満たしている場合は「 」とする。
 項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

平成 年度新規地区採択チェックリスト（直轄地すべり対策事業）

（局名： ）（地区名： ）

2．優先配慮事項

項目	評価の内容	判定
1．事業で達成する目標に関する事項（有効性）	<p>地すべり防止工事を実施することにより、農地・農業用施設の被害が除去または軽減される。</p> <p>地すべり防止工事を実施することにより、非農業部門の被害が除去または軽減される。</p>	
2．事業内容や実施体制等に関する事項	<p>地すべり防止工事による効果のうち、農業関係の割合が高い。</p> <p>事業費の経済性、効率性が十分確保されている。</p> <p>コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。</p> <p>受益区域（地すべり防止区域）を一事業地区として実施することが妥当である。</p> <p>当該事業が環境との調和に配慮したものであること。</p> <p>保全対象施設に、人家、災害弱者関連施設や公共施設等重要な施設が含まれている。</p> <p>過去に地すべりや土砂災害が発生し、重大な農業被害等があった。</p> <p>地すべりの兆候等から判断して緊急に対策を講ずべき地域である。</p> <p>都道府県・市町村に本事業と関連のある防災に関する計画に位置づけされているか、また今後予定がある。</p> <p>関連する他事業との調整が図られている。</p> <p>他事業との関連で緊急性がある。</p> <p>関係市町村及び受益者に対して、事業目的、工事計画等について十分な説明を行い、事業施行に係る合意形成が図られている。</p>	

項目を満たしている場合は「 」とする。
 項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

平成 年度新規地区採択チェックリスト（独立行政法人緑資源機構
特定中山間保全整備事業）

（都道府県名： ）（区域名： ）

1．必須事項（農業部門）

項目	評価の内容	判定
1．事業の必要性が明確であること。（必要性）	・農林業の振興と森林及び農用地の有する公益的機能の維持増進を図る観点から、当該事業を必要とすること。	
2．技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	
3．事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	・当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	
4．農家負担の可能性が十分であること。（公平性）	・当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとならないこと。	
5．環境との調和に配慮していること。	・当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	
6．事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	

項目を満たしている場合は「 」とする。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

平成 年度新規地区採択チェックリスト（独立行政法人緑資源機構
特定中山間保全整備事業）

（都道府県名： ）（区域名： ）

2．優先配慮事項（農業部門）

項目	評価の内容	判定
1．事業で達成する目標に関する事項（有効性）	<p>農地の適正な利用が図られる。</p> <p>農業の持続的な生産活動の促進が図られる。</p> <p>農畜産物の輸送コストが相当程度縮減する。</p>	
2．事業内容や実施体制等に関する事項	<p>事業費の経済性、効率性が十分確保されている。</p> <p>コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。</p> <p>営農支援体制が整備されている。</p> <p>関係市町村及び受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。</p> <p>関係機関との協議について、基本的事項が確認されている。</p> <p>地元の事業推進体制が整備されている。</p> <p>施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。</p> <p>関連する他事業との調整が図られている。</p> <p>当該事業計画が、関係都道府県や市町村が策定する振興計画等と整合が図られている。</p> <p>関連する他の事業と有機的に連携し、農畜産物の出荷体制が確立される。</p>	

項目を満たしている場合は「 」とする。
項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

平成 年度新規地区採択チェックリスト（都道府県営かんがい排水事業）

（都道府県名： ）（地区名： ）

1. 必須事項

項目	評価の内容	判定
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	・ 農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	・ 当該事業の効用の発現が十分見込まれ、すべての効用がそのすべての費用を償うこと。	
4. 農家（受益者）負担の可能性が十分であること。（公平性）	・ 当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農家経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとならないこと。	
5. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・ 採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	

項目を満たしている場合は「 」とする。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

平成 年度新規地区採択チェックリスト（都道府県営かんがい排水事業）

（都道府県名： ）（地区名： ）

2. 優先配慮事項

項目	評価の内容	判定
1. 事業で達成する目標に関する事項（有効性）	<p>地域農業の生産性向上・農業経営の安定化が図られる。</p> <p>水利秩序の形成・再編を実施し、水資源の有効活用が図られる。</p> <p>健全な水循環の維持増進、農村地域の環境保全型資源循環の構築に資する。</p>	
2. 事業内容や実施体制等に関する事項	<p>コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。</p> <p>事業費の経済性、効率性が十分確保されている。</p> <p>関係市町村及び受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。</p> <p>施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。</p> <p>事業関係者、関係機関と協議、調整が図られている。</p> <p>営農支援体制が整備されている。</p> <p>農業振興計画等に位置づけられた作物が導入される計画となっている。</p>	

項目を満たしている場合は「 」とする。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

項目	評価の内容	判定
	<p>国営事業等関連する他の公共事業との関連で、緊急性が高い。</p> <p>老朽化等による施設機能低下や農業被害の発生状況から、施設整備の緊急性が高い。</p> <p>地元の事業推進体制が整備されている。</p> <p>高生産性優良農業地域対策に基づく広域農業農村整備促進計画に位置づけられている。</p> <p>都道府県や市町村が策定する振興計画や農業振興地域整備計画等に位置づけがある。</p> <p>その他農業農村に関する施策との調整が図られている。</p>	

項目を満たしている場合は「 」とする。

項目欄の()には、主として考えられる観点を記述している。

平成 年度新規地区採択チェックリスト（経営体育成基盤整備事業）

（都道府県名： ）（地区名： ）

1. 必須事項

項目	評価の内容	判定
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	・ 農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善、農村生活環境の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	・ 当該事業の効用の発現が十分に見込まれ、すべての効用がそのすべての費用を償うこと。	
4. 受益者負担の可能性が十分であること。（公平性）	・ 当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとならないこと。	
5. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・ 採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	

項目を満たしている場合は「 」とする。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

（都道府県名： ）（地区名： ）

2．優先配慮事項

項目	評価の内容	判定
1．事業で達成する目標に関する事項（有効性）	<p>労働生産性が相当程度向上する。</p> <p>担い手への農地利用集積が相当程度図られる。</p> <p>農地の高度利用が図られる。</p> <p>麦・大豆・飼料作物の作付が相当程度拡大する。</p> <p>認定農業者の育成が相当程度図られる。</p>	
2．事業内容や実施体制等に関する事項	<p>コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。</p> <p>事業費の経済性、効率性が十分確保されている。</p> <p>関係市町村及び受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。</p> <p>施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。</p> <p>事業関係者、関係機関と協議、調整が図られている。</p> <p>営農支援体制が整備されている。</p> <p>野菜指定産地、果樹濃密生産団地指定を受けた作物が導入される計画となっている。</p> <p>国営事業など他の公共事業との関連で緊急性がある。</p> <p>地元の事業推進体制が整備されている。</p> <p>農業生産総合対策事業と連携している。</p> <p>農地流動化地域総合推進事業と連携している。</p>	

項 目	評 価 の 内 容	判 定
	<p>高生産性優良農業地域対策に基づく広域農業農村整備促進計画に位置づけられている。</p> <p>市町村が定める農業振興地域整備計画に事業内容が位置づけられている。</p>	

項目を満たしている場合は「 」とする。

項目欄の()には、主として考えられる観点を記述している。

平成 年度新規地区採択チェックリスト（畑地帯総合整備事業）

（都道府県名： ）（地区名： ）

1. 必須事項

項目	評価の内容	判定
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	・ 農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造、農村生活環境の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	・ 当該事業の効用の発現が十分見込まれ、すべての効用がそのすべての費用を償うこと。	
4. 農家（受益者）負担の可能性が十分であること。（公平性）	・ 当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとならないこと。	
5. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・ 採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	

項目を満たしている場合は「 」とする。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

平成 年度新規地区採択チェックリスト（畑地帯総合整備事業）

（都道府県名： ）（地区名： ）

2．優先配慮事項

項目	評価の内容	判定
1．事業で達成する目標に関する事項（有効性）	<p>地域農業の生産性向上・農業経営の安定化が図られる。</p> <p>担い手等の経営規模が相当程度拡大する。</p> <p>農地の高度利用が図られる。</p>	
2．事業内容や実施体制等に関する事項	<p>コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。</p> <p>事業費の経済性、効率性が十分確保されている。</p> <p>関係市町村及び受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。</p> <p>施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。</p> <p>事業関係者、関係機関と協議、調整が図られている。</p> <p>営農支援体制が整備されている。</p> <p>農業振興計画等に位置づけられた作物が導入される計画となっている。</p>	

項目	評価の内容	判定
	<p>国営事業等関連する他の公共事業との関係で、緊急性が高い。</p> <p>老朽化等による施設機能低下や農業被害の発生状況から、施設整備の緊急性が高い。</p> <p>地元の事業推進体制が整備されている。</p> <p>高生産性優良農業地域対策に基づく広域農業農村整備促進計画に位置づけられている。</p> <p>都道府県や市町村が策定する振興計画や農業振興地域整備計画等に位置づけがある。</p> <p>その他農業農村に関する施策との調整が図られている。</p>	

項目を満たしている場合は「 」とする。

項目欄の()には、主として考えられる観点を記述している。

平成 年度新規地区採択チェックリスト
 (農道整備事業、農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業)

(都道府県名：) (地区名：)

1. 必須事項

項目	評価の内容	判定
1. 事業の必要性が明確であること。(必要性)	・農業生産性の向上、農業構造の改善、農村生活環境の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	
2. 技術的可能性が確実であること。	・地形、地質等から見て、主要構造物の工法は技術的に可能であり、道路構造は関係法令、基準等に適合していること。	
3. 事業の効率性が十分見込まれること。(効率性)	・当該事業の効用の発現が十分に見込まれ、すべての効用がそのすべての費用を償うこと。	
4. 受益者負担の可能性が十分であること。(公平性)	・当該事業に係る費用負担について、市町村、受益者等の同意が確実であること。	
5. 受益地の設定が適切であること。	・当該事業の受益地は農業振興を図る地域に指定されており、営農流通上妥当な範囲で計画されていること。	
6. 環境との調和に配慮していること。	・当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	
7. 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱、要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	
8. 維持管理について同意が得られていること。	・維持管理について予定管理者の合意が得られており、当該事業完了後適正に管理することが確実であること。	

項目欄の()には、主として考えられる観点を記述している。

平成 年度新規地区採択チェックリスト
 (農道整備事業、農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業)

(都道府県名：) (地区名：)

2. 優先配慮事項

項目	評価の内容	判定
1. 事業で達成する目標に関する事項(有効性)	農業生産の近代化が図られる。 農業生産物の流通の合理化が図られる。 農村環境の改善に資する。 既設農道の更新整備や機能強化が図られる。 都市と農村の交流の促進が図られる。	
2. 事業内容の実施体制等に関する事項	農村地域における就業機会の確保に資する計画となっている。 コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。 事業費の経済性、効率性が十分確保されている。 用地取得に係る権利関係が調整されている。 事業関係者、関係機関と協議、調整が図られている。 関係市町村及び受益農家に対する合意形成が図られている。	

項目	評価の内容	判定
	<p>国営事業等関連する他の公共事業との関連で緊急性が高い。</p> <p>市町村が定める農業振興地域整備計画に事業内容が位置づけられている。</p> <p>高生産性優良農業地域対策又は中山間地域等総合振興対策に位置づけられている。</p> <p>地元の事業推進体制が整備されている。</p> <p>緊急に整備すべき特別な要因がある。</p>	

項目を満たしている場合は「 」とする。

項目欄の()には、主として考えられる観点を記述している。

平成 年度新規地区採択チェックリスト（畑地帯開発整備事業）

（都道府県名： ）（地区名： ）

1. 必須事項

項目	評価の内容	判定
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	・ 農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造、農村生活環境の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	・ 当該事業の効用の発現が十分見込まれ、すべての効用がそのすべての費用を償うこと。	
4. 農家（受益者）負担の可能性が十分であること。（公平性）	・ 当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとならないこと。	
5. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・ 採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	

項目を満たしている場合は「 」とする。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

平成 年度新規地区採択チェックリスト（畑地帯開発整備事業）

（都道府県名： ）（地区名： ）

2. 優先配慮事項

項目	評価の内容	判定
1. 事業で達成する目標に関する事項（有効性）	<p>地域農業の生産性向上・農業経営の安定化が図られる。</p> <p>担い手等の経営規模が相当程度拡大する。</p> <p>地域に応じた作物の導入により新たな産地の形成や既存産地の拡大が図られる。</p>	
2. 事業内容や実施体制等に関する事項	<p>コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。</p> <p>営農推進体制が整備されている。</p> <p>関係市町村及び受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。</p> <p>事業関係者、関係機関と協議、調整が図られている。</p> <p>地元の事業推進体制が整備されている。</p> <p>農業振興計画等に位置づけられた作物が導入される計画となっている。</p> <p>都道府県や市町村が策定する振興計画や農業振興地域整備計画等に位置づけがある。</p> <p>その他農業農村に関する施策との調整が図られている。</p>	

項目を満たしている場合は「 」とする。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

平成 年度新規地区採択チェックリスト（地域用水環境整備事業）

（都道府県名： ）（地区名： ）

1．必須事項

項目	評価の内容	判定
1．事業の必要性が明確であること。（必要性）	・地域用水機能（親水、景観・生態系保全、生活用水等）の維持増進による農村地域の生活空間の質的向上及び地域一体となった農業水利施設の維持・保全体制の構築に資すること等の観点から、当該事業を必要とすること。	
2．技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	
3．事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	・定量的及び定性的評価を行った結果から総合的に評価して、当該事業による効果が十分見込まれること。	
4．地元負担の可能性が十分であること。（公平性）	・当該事業に係る費用負担について、地元の同意が得られていること。	
5．環境との調和に配慮していること。	・当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	
6．事業の採択要件を満たしていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。 	

項目を満たしている場合は「 」とする。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

平成 年度新規地区採択チェックリスト（地域用水環境整備事業）

（都道府県名： ）（地区名： ）

2．優先配慮事項

項目	評価の内容	判定
1．事業で達成する目標に関する事項（有効性）	<p>地域用水機能が発揮され、農村地域の生活空間の質的向上が図られる。</p> <p>地域一体となった農業水利施設の維持管理が行われる。</p> <p>農業水利施設の機能が維持増進され、農業生産性の向上、農業生産の維持・増大等農業水利施設の持つ本来の機能が発揮される。</p>	
2．事業内容や実施体制等に関する事項	<p>コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。</p> <p>事業費の経済性、効率性が十分確保されている。</p> <p>地域住民の意向が反映された計画となっている。</p> <p>事業関係者、関係機関と協議、調整が図られている。</p> <p>地域の開発計画等との調整が図られている。</p> <p>関連する他の公共事業との関係で緊急性がある。</p> <p>施設の機能低下の状況から判断して整備の緊急性が高い。</p> <p>地元の事業推進体制が整っている。</p> <p>緊急に整備すべき自然的、社会的、歴史的な要因がある。</p> <p>その他農業農村に関する施策との調整が図られている。</p>	

項目を満たしている場合は「 」とする。
 項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

平成 年度新規地区採択チェックリスト（農業集落排水資源循環統合補助事業）

（都道府県名： ）（地区名： ）

1. 必須事項

項目	評価の内容	判定
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	・ 農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善、農村生活環境の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質状況等からみて、路線計画、施設計画、維持管理計画等が実現可能なこと。	
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	・ 定量的評価及び定性的評価を行った結果から総合的に評価して、当該事業によるすべての効用がそのすべての費用をを償うなど、当該事業による効果が十分見込まれること。	
4. 受益者負担の可能性が十分であること。（公平性）	・ 当該事業に係る費用負担金、維持管理について、受益者の同意を得ていること。	
5. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 当該事業計画区域が事業実施要綱及び要綱の運用に規定されている要件を満たし、かつ適切に設定されていること。 ・ 採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	

項目を満たしている場合は「 」とする。

機能強化地区は、3については対象外。（「 」とする。）

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

（都道府県名： ）（地区名： ）

2. 優先配慮事項

項目	評価の内容	判定
1. 事業で達成する目標に関する事項（有効性）	<p>生産基盤が整備されており、農業用排水の水質保全により生産性の高い農業が期待できる。</p> <p>農業後継者の定住促進が期待できる。</p> <p>水質改善が特に重要な課題となっている地域で水質の改善に資する。</p> <p>処理水の再利用を行い水資源の有効活用が図られる。</p> <p>汚泥を農地還元すること等により、有機性資源の有効活用が図られる。</p>	
2. 事業内容や実施体制等に関する事項	<p>地域住民も参加する維持管理体制について合意形成が図られている。</p> <p>コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。</p> <p>家庭からの繋ぎ込み促進に関する取り組みがなされている。</p> <p>事業費の経済性、効率性が十分確保されている。</p> <p>関連する他事業との調整が図られている。</p> <p>農業農村整備事業管理計画に位置づけられている。</p> <p>法令、連携計画等によって、事業促進について配慮することとなっている。</p> <p>既施設の老朽化、既処理範囲内の予想しがたい人口の変化等により、施設の改築の緊急性が高い。</p>	

項目を満たしている場合は「 」とする。

2 については機能強化地区を対象とし、それ以外の地区は対象外。（「 」とする。）

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

平成 年度新規地区採択チェックリスト
 (農村振興総合整備事業、農村振興総合整備統合補助事業)

(都道府県名：) (地区名：)

1. 必須事項

項目	評価の内容	判定
1. 事業の必要性が明確であること。(必要性)	・地域が自ら考え設定する農村振興の目標の達成が図れるよう、地域住民参加の下、関係府省等事業との連携を図りつつ、地域の多様なニーズに応じた整備が総合的に図られるなど、当該事業を必要とすること。	
2. 技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、施設の立地条件、整備工法等が適切であり、当該事業の施行が技術的に可能であること。	
3. 事業の効率性が十分見込まれること。(効率性)	・定量的及び定性的評価を行った結果から総合的に評価して、当該事業によるすべての効用がそのすべての費用を償うなど、当該事業による効果が十分見込まれること。	
4. 受益者負担の可能性が十分であること。(公平性)	・当該事業に係る費用負担について、地元の同意が得られていること。	
5. 環境との調和に配慮していること。	・当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	
7. 維持管理について同意が得られていること。	・維持管理方法等について、農業者その他の地域住民及び都道府県、市町村の同意が得られていること。	

項目を満たしている場合は「 」とする。
 項目欄の()には、主として考えられる観点を記述している。

平成 年度新規地区採択チェックリスト
 (農村振興総合整備事業、農村振興総合整備統合補助事業)

(都道府県名：) (地区名：)

2. 優先配慮事項

項目	評価の内容	判定
1. 事業で達成する目標に関する事項(有効性)	農業生産性の向上が図られる。 農業生産活動条件の改善が図られる。 地域の生活環境の向上が図られる。 地域の雇用創出が見込まれる。	
2. 事業内容や実施体制等に関する事項	コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。 事業費の経済性、効率性が十分確保されている。 用地取得等に係る権利関係が調整されている。 地域住民が参加した計画づくりが行われている。 本事業に関連し、男女共同参画の促進に資するための取り組みをしている。 事業関係者、関係機関との協議、調整が図られている。 住民参加による集落管理(水路の草刈り等)が行われている。又は、維持管理について地域住民が参加する取り組みが計画されている。	

項 目	評 価 の 内 容	判 定
	<p>農業生産基盤の整備が相当程度進んでいるか、または、その見込みがある地域である。</p> <p>地元の事業推進体制が整備されている。</p> <p>都道府県や市町村が策定する振興計画や農業振興地域整備計画等に整備される施設等が位置づけられている。</p> <p>緊急に整備すべき特別な要因がある。</p> <p>むらづくり維新対策として実施される。</p> <p>都道府県や市町村が策定する振興計画や農業振興地域整備計画等に美しい村づくりに関する方針が位置づけられている。</p>	

項目を満たしている場合は「 」とする。

2 については、農村振興総合整備統合補助事業により行うものは対象外。（「 - 」とする。）

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

平成 年度新規地区採択チェックリスト
 (集落基盤整備事業、集落地域整備統合補助事業)

(都道府県名：) (地区名：)

1. 必須事項

項目	評価の内容	判定
1. 事業の必要性が明確であること。(必要性)	・ 農業の振興と、農村の適正な土地利用に留意し、農業集落を単位とした農業生産基盤の整備、これと関連する農村生活環境の向上等が総合的に図られるなど、当該事業を必要とすること。	
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、施設の立地条件、整備工法等が適切であり、当該事業の施行が技術的に可能であること。	
3. 事業の効率性が十分見込まれること。(効率性)	・ 定量的及び定性的評価を行った結果から総合的に評価して、当該事業によるすべての効用がそのすべての費用を償うなど、当該事業による効果が十分見込まれること。	
4. 受益者負担の可能性が十分であること。(公平性)	・ 当該事業に係る費用負担について、地元の同意が得られていること。	
5. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・ 採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	
7. 維持管理について同意が得られていること。	・ 維持管理方法等について、農業者その他の地域住民及び都道府県、市町村の同意が得られていること。	

項目を満たしている場合は「 」とする。
 項目欄の()には、主として考えられる観点を記述している。

平成 年度新規地区採択チェックリスト
 (集落基盤整備事業、集落地域整備統合補助事業)

(都道府県名 :) (地区名 :)

2 . 優先配慮事項

項 目	評 価 の 内 容	判 定
1 . 事業で達成する目標に関する事項 (有効性)	<p>農業生産性の向上が図られる。</p> <p>農業生産活動条件の改善が図られる。</p> <p>事業により、農業集落の定住条件 (安全性、保健性、利便性、快適性) の向上が見込める。</p> <p>事業により、農地のスプロール的なかい廃が抑制される等、適正な土地利用が見込める。</p>	
2 . 事業内容や実施体制等に関する事項	<p>コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。</p> <p>事業費の経済性、効率性が十分確保されている。</p> <p>用地取得等に係る権利関係が調整されている。</p> <p>地域住民が参加した計画づくりが行われている。</p> <p>事業関係者、関係機関との協議、調整が図られている。</p> <p>住民参加による集落管理 (水路の草刈り等) が行われている。又は、維持管理について地域住民が参加する取り組みが計画されている。</p> <p>農業生産基盤の整備が相当程度進んでいるか、または、本事業により整備される計画がある。</p> <p>地元の事業推進体制が整備されている。</p> <p>都道府県や市町村が策定する振興計画や農業振興地域整備計画等に位置づけがある。</p> <p>緊急に整備すべき特別な要因がある。</p>	

項目を満たしている場合は「 」とする。
 項目欄の () には、主として考えられる観点を記述している。

平成 年度新規地区採択チェックリスト（むらづくり総合整備事業< >）

（都道府県名： ）（地区名： < >）

チェックリストはむらづくり総合整備事業を構成する事業のチェックリストを使用する。

構成事業は以下の事業である。

- 農業集落排水資源循環統合補助事業
- 農村振興総合整備統合補助事業
- 集落地域整備統合補助事業
- 地域用水環境整備統合補助事業

チェックリストには事業名欄の< >内には構成事業名を記載する。地区名欄にはむらづくり総合整備事業の地区名の他に< >内に構成事業の地区名を記載する。

平成 年度新規地区採択チェックリスト（美しい村づくり総合整備事業）

（都道府県名： ）（地区名： ）

構成事業地区名

構成事業名	地区名
農村振興総合整備統合補助事業	
むらづくり総合整備事業	
農村振興総合整備統合補助事業	
集落地域整備統合補助事業	
農業集落排水資源循環統合補助事業	
地域用水環境整備統合補助事業	
里山エリア再生交付金 （居住地森林環境整備及び居住環境基盤整備）	
漁港環境整備統合補助事業	

1. 必須事項

項目	評価の内容	判定
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	・美しい村づくりに関する本事業の必要性が示されていること。	
2. 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。	
3. 自然環境や景観に配慮した事業内容であること。	・自然環境や景観に配慮した事業内容となっていること。	

項目を満たしている場合は「 」とする。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

平成 年度新規地区採択チェックリスト（美しい村づくり総合整備事業）

（都道府県名： ）（地区名： ）

2．優先配慮事項

項目	評価の内容	判定
1．事業内容や実施体制等に関する事項	<p>美しい村づくりに向けた地元での取組みが行なわれている。</p> <p>景観や集落維持管理活動等について市町村条例の制定や住民協定、集落協定が締結されている。</p> <p>都道府県や市町村が策定する振興計画や農業振興地域整備計画等に美しい村づくりに関する方針位置づけられている。</p>	

本チェックリストには美しい村づくり総合整備事業を構成する事業地区名は構成事業地区名欄に記載する。

その他の構成事業のチェック項目は以下の構成事業のチェックリストを使用する。

- ・農村振興総合整備統合補助事業（本通知に基づく）
 - ・むらづくり総合整備事業
 - ・農村振興総合整備統合補助事業（本通知に基づく）
 - ・集落地域整備統合補助事業（本通知に基づく）
 - ・農業集落排水資源循環統合補助事業（本通知に基づく）
 - ・地域用水環境整備統合補助事業（本通知に基づく）
 - ・里山エリア再生交付金（居住地森林環境整備及び居住環境整備）
- （林野公共事業における事前評価マニュアル(平成14年3月26日付け13林整計第541号)に基づく）
- ・漁港環境整備統合補助事業
- （水産関係公共事業の事業評価実施要領（平成11年8月13日付け11水港第3326）に基づく）
- 各構成事業のチェックリスト事業名欄には「美しい村づくり総合整備事業< 統合補助事業>」と記載し、地区名欄には「美しいむら村づくり総合整備事業地区名< 構成事業地区名>」を記載する。

平成 年度新規地区採択チェックリスト（村づくり交付金）

（都道府県名： ）（地区名： ）

1. 必須事項

項目	評価の内容	判定
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	・ 農業の持続的な発展、定住条件の改善等の課題に対して達成すべき目標が的確に設定され、本事業による農業生産基盤と農山漁村生活環境の総合的な整備の観点から、当該事業を必要とすること。	
2. 目標の評価指標が適切に設定されていること。	・ 本事業で達成すべき目標及び達成状況を客観的に評価できる指標が適切に設定されていること。	
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	・ 定量的及び定性的評価を行った結果から総合的に評価して、当該事業によるすべての効用がそのすべての費用を償うなど、当該事業による効果が十分見込まれること。	
4. 受益者負担の可能性が十分であること。（公平性）	・ 当該事業に係る費用負担について、地元の同意が得られていること。	
5. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・ 採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	
7. 維持管理について同意が得られていること。	・ 維持管理方法等について、農林漁業者その他の地域住民及び都道府県、市町村の同意が得られていること。	

項目を満たしている場合は「 」とする。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

平成 年度新規地区採択チェックリスト（村づくり交付金）

（都道府県名： ）（地区名： ）

2．優先配慮事項

項目	評価の内容	判定
1．事業で達成する目標に関する事項（有効性）	<p>農業生産性の向上が図られる。</p> <p>農林漁業活動条件の改善が図られる。</p> <p>地域の生活環境の向上が図られる。</p>	
2．事業内容や実施体制等に関する事項	<p>事業内容に創意工夫がみられ、地域の個性が反映されている。</p> <p>コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。</p> <p>地域住民が参加した計画づくりが行われている。</p> <p>住民参加による集落管理（水路の草刈り等）が行われている、または、維持管理について地域住民が参加する取り組みが計画されている。</p> <p>地元の事業推進体制が整備されている。</p> <p>都道府県や市町村が策定する各種振興計画に、本事業又は本事業により整備される施設等が位置づけられている。</p>	

項目を満たしている場合は「 」とする。
 項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

平成 年度新規地区採択チェックリスト（田園整備事業）

（都道府県名： ）（地区名： ）

1. 必須事項

項目	評価の内容	判定
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	・農村の自然、伝統文化及び景観等を保全・活用し、都市との共生の推進等により地域の活性化を図る等の観点から、当該事業を必要とすること。	
2. 技術的可能性が確実であること。	・地形、地質等からみて、施設の配置計画、整備工法、等が適切であり、当該事業の施行が技術的に可能であること。	
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	・定量的及び定性的評価を行った結果から総合的に評価して、当該事業によるすべての効用がそのすべての費用を償うなど、当該事業による効果が十分見込まれること。	
4. 受益者負担の可能性が十分であること。（公平性）	・当該事業に係る費用負担について、地元の同意が得られていること。	
5. 環境との調和に配慮していること。	・当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	
7. 維持管理について同意が得られていること。	・維持管理方法等について、地域住民及び都道府県、市町村の同意が得られていること。	

項目を満たしている場合は「 」とする。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

平成 年度新規地区採択チェックリスト（田園整備事業）

（都道府県名： ）（地区名： ）

2．優先配慮事項

項目	評価の内容	判定
<p>1．事業で達成する目標に関する事項（有効性）</p>	<p>農村の有する豊かな自然、伝統、文化等の多面的機能が再評価される。</p> <p>農村に存する伝統的農業施設及び美しい農村景観等の保全、復元が推進される。</p> <p>地域の新たな人の流れの創造に資するみちの整備が推進される。</p> <p>都市との共生の推進に資する。</p> <p>田園散策の道等が整備されることにより、各施設が有機的に連携され、来訪者の田園体験の充実に資する。</p> <p>地域の特産物を活用した活性化が図られる。</p>	
<p>2．事業内容や実施体制等に関する事項</p>	<p>地域として一体性を有する複数の市町村の連携による事業を計画している。</p> <p>コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。</p> <p>事業費の経済性、効率性が十分確保されている。</p> <p>事業関係者、関係機関と協議、調整が図られている。</p> <p>地域の伝統文化・景観の保全に関し、地域住民や有識者の意見を反映した整備計画となっている。</p> <p>地域の修景、美化活動、伝統文化の伝承、農業体験や農村生活体験の活動及び施設の維持管理について地域住民や都市住民等の参加が計画されている。</p>	

項目	評価の内容	判定
	<p>用地取得等に係る権利関係が調整されている。</p> <p>農業生産基盤の整備が相当程度進んでいるか、または、その見込みがある地域である。</p> <p>都道府県や市町村が策定する振興計画や農業振興地域整備計画等に位置づけがある。</p> <p>地元の事業推進体制が整備されている。</p> <p>緊急に整備すべき特別な要因がある。</p>	

項目を満たしている場合は「 」とする。

項目欄の()には、主として考えられる観点を記述している。

平成 年度新規地区採択チェックリスト（中山間地域総合整備事業）

（都道府県名： ）（地区名： ）

1. 必須事項

項目	評価の内容	判定
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	・ 農業生産性の向上、農業構造の改善、これと関連する農村生活環境の向上等が総合的に図られるなど、当該事業を必要とすること。	
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、施設の立地条件、整備工法等が適切であり、当該事業の施行が技術的に可能であること。	
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	・ 定量的及び定性的評価を行った結果から総合的に評価して、当該事業によるすべての効用がそのすべての費用を償うなど、当該事業による効果が十分見込まれること。	
4. 農家（受益者）負担の可能性が十分であること。（公平性）	・ 当該事業に係る費用負担について、地元の同意が得られていること。	
5. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・ 採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	
7. 維持管理について同意が得られていること。	・ 維持管理方法等について、農業者その他の地域住民及び都道府県、市町村の同意が得られていること。	

項目を満たしている場合は「 」とする。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

平成 年度新規地区採択チェックリスト（中山間地域総合整備事業）

（都道府県名： ）（地区名： ）

2．優先配慮事項

項目	評価の内容	判定
1．事業で達成する目標に関する事項（有効性）	<p>地域農業の生産性向上が図られる。</p> <p>農業集落の定住条件（安全性、保健性、利便性、快適性）の向上が見込まれる。</p> <p>都市住民にも開かれた個性豊かな地域づくりが実現される。</p> <p>国土・環境の保全が図られる。</p>	
2．事業内容や実施体制等に関する事項	<p>コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。</p> <p>事業費の経済性、効率性が十分確保されている。</p> <p>住民参加のサークル活動や都市との交流イベントなどの活動により、地域の活性化に取り組んでいる。</p> <p>用地取得に係る権利関係が調整されている。</p> <p>住民参加による集落管理（水路の草刈り等）が行われている。又は、維持管理について地域住民が参加する取り組みが計画されている。</p> <p>地域住民が参加した計画づくりが行われている。</p> <p>事業関係者、関係機関と協議、調整が図られている。</p>	

項目	評価の内容	判定
	<p>地元の事業推進体制が整備されている。</p> <p>都道府県や市町村が策定する振興計画や農業振興地域整備計画等に位置づけがある。</p> <p>高齢化、後継者不足及び若年層の流出などで、農村の維持が困難になっている。</p> <p>社会的インフラ整備の遅れ等により、地域住民が日常生活上の不安や不便を感じている。</p> <p>生産基盤整備の遅れや不利な地形条件などから耕作放棄地が発生している。もしくは、その発生が懸念されている。</p> <p>地域の土地改良施設等の機能低下が著しく、機能が十分に発揮されていない。</p> <p>緊急に整備すべき特別な要因がある。</p>	

項目を満たしている場合は「 」とする。

項目欄の()には、主として考えられる観点を記述している。

平成 年度新規地区採択チェックリスト（農地環境整備事業）

（都道府県名： ）（地区名： ）

1. 必須事項

項目	評価の内容	判定
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	・ 農業生産性の向上、農業構造の改善、これと関連する農村生活環境の向上等が総合的に図られるなど、当該事業を必要とすること。	
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、施設の立地条件、整備工法などが適切であり、当該事業の施行が技術的に可能であること。	
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	・ 定量的及び定性的評価を行った結果から総合的に評価して、当該事業によるすべての効用がそのすべての費用を償うなど、当該事業による効果が十分見込まれること。	
4. 農家（受益者）負担の可能性が十分であること。（公平性）	・ 当該事業に係る費用負担について、地元の同意が得られていること。	
5. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・ 採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	
7. 維持管理について同意が得られていること。	・ 維持管理方法等について、農業者その他の地域住民及び都道府県、市町村の同意が得られていること。	

項目を満たしている場合は「 」とする。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

平成 年度新規地区採択チェックリスト（農地環境整備事業）

（都道府県名： ）（地区名： ）

2．優先配慮事項

項目	評価の内容	判定
1．事業で達成する目標に関する事項（有効性）	<p>地域農業の生産性向上が図られる。</p> <p>耕作放棄地に伴う悪影響の除去と優良農地の保全が図られる。</p>	
2．事業内容や実施体制等に関する事項	<p>コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。</p> <p>事業費の経済性、効率性が十分確保されている。</p> <p>耕作放棄地を利活用するための方針が策定されている。</p> <p>農地や土地改良施設等がもつ多面的機能への配慮について話し合いがなされている。</p> <p>住民参加による集落管理（水路の草刈り等）が行われている。又は、維持管理について地域住民が参加する取り組みが計画されている。</p> <p>生産組織等による農地の保全活動が地域全体で行われている。</p> <p>事業関係者、関係機関と協議、調整が図られている。</p> <p>地元の事業推進体制が整備されている。</p> <p>都道府県や市町村が策定する振興計画や農業振興地域整備計画等に位置づけがある。</p> <p>生産基盤整備の遅れや不利な地形条件などから耕作放棄地が発生している。</p> <p>高齢化、後継者不足及び若年層の流出などで、農村の維持が困難になっている。</p> <p>地域の土地改良施設等の機能低下が著しく、機能が十分に発揮されていない。</p> <p>緊急に整備すべき特別な要因がある。</p>	

項目を満たしている場合は「 」とする。
 項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

平成 年度新規地区採択チェックリスト（農地防災事業）

（都道府県名： ）（地区名： ）

1. 必須事項

項目	評価の内容	判定
1. 事業の必要性が明確であること。(必要性)	・農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善、農村生活環境の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	
2. 技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	
3. 事業の効率性が十分見込まれること。(効率性)	・当該事業の効用の発現が十分に見込まれ、すべての効用がそのすべての費用を償うこと。	
4. 地元負担の可能性が十分であること。(公平性)	・当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて負担能力の限度を超えることとならないこと。	
5. 環境との調和に配慮していること。	・当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領等に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	

項目を満たしている場合は「 」とする。

項目欄の()には、主として考えられる観点を記述している。

注) 本様式については、以下の事業を対象とする。

- ・防災ダム事業
- ・ため池等整備事業(一般)・(農業用河川工作物等応急対策)
- ・湛水防除事業
- ・農地保全整備事業
- ・水質保全対策事業(一般型、耕土流出防止型)
- ・公害防除特別土地改良事業
- ・地盤沈下対策事業
- ・総合農地防災事業(国営附帯県営農地防災事業・農村地域環境保全整備事業)
- ・中山間地域総合農地防災事業
- ・鉍毒対策事業

平成 年度新規地区採択チェックリスト（農地防災事業）

（都道府県名： ）（地区名： ）

2．優先配慮事項

項目	評価の内容	判定
1．事業で達成する目標に関する事項（有効性）	<p>農業経営の安定が図られる。</p> <p>農用地・農業用施設への被害が防止または軽減される。</p> <p>一般・公共施設等における被害の防止または軽減が図られる。</p> <p>人の健康や生活環境への被害が防止または軽減される。</p>	
2．事業内容や実施体制等に関する事項	<p>コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。</p> <p>事業費の経済性、効率性が十分確保されている。</p> <p>関係市町村及び受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。</p> <p>施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。</p> <p>法律・条例等に位置づけられた地域である。</p> <p>事業関係者、関係機関と協議、調整が図られている。</p>	

項目	評価の内容	判定
	<p>国営関連又は他の公共事業との関連で緊急性がある。</p> <p>地元の事業推進体制が整備されている。</p> <p>過去に災害が発生し、農業被害があった。</p> <p>機能低下が甚だしく維持管理費が極端に増加している。</p> <p>都市化・混住化が進展している地域である。</p> <p>高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策に位置づけられている。</p> <p>都道府県等に本事業と関係のある防災等に関する計画がある。</p> <p>市町村が定める農業振興地域整備計画に事業内容が位置づけられている。</p>	

項目を満たしている場合は「 」とする。

項目欄の()には、主として考えられる観点を記述している。

平成 年度新規地区採択チェックリスト（地すべり対策事業）

（都道府県名： ）（地区名： ）

1. 必須事項

項目	評価の内容	判定
1. 事業の必要性が明確であること。(必要性)	・ 農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて国土の保全及び民生の安定に資するため、当該事業を必要とすること。	
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	
3. 事業の効率性が十分見込まれること。(効率性)	・ 定量的及び定性的評価を行った結果から総合的に評価して、当該事業による効果が十分見込まれること。	
4. 農家負担の可能性が十分であること。(公平性)	(関連工事) ・ 当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて負担能力の限度を超えることとならないこと。	
5. 地すべり等防止法及び事業実施要綱等に適合していること。	・ 地すべり等防止法及び事業実施要綱等に規定されている要件を満たすこと。 ・ 採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	

項目を満たしている場合は「 」とする。

項目欄の()には、主として考えられる観点を記述している。

平成 年度新規地区採択チェックリスト（地すべり対策事業）

（都道府県名： ）（地区名： ）

2．優先配慮事項

項目	評価の内容	判定
1．事業で達成する目標に関する事項（有効性）	<p>地すべり防止工事を実施することにより、農地・農業用施設の被害が除去または軽減される。</p> <p>地すべり防止工事を実施することにより、非農業部門の被害が除去または軽減される。</p>	
2．事業内容や実施体制等に関する事項	<p>地すべり防止工事による効果のうち、農業関係の割合が高い。</p> <p>事業費の経済性、効率性が十分確保されている。</p> <p>コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。</p> <p>当該事業が環境との調和に配慮したものであること。</p> <p>関連する他事業との調整が図られている。</p> <p>他事業との関連で緊急性がある。</p> <p>関係市町村及び受益者に対して事業目的、工事計画等について十分な説明を行い、事業施行に係る合意形成が図られている。</p> <p>（防止工事）</p> <p>保全対象施設に、人家、災害弱者関連施設や公共施設等重要な施設が含まれている。</p> <p>過去に地すべりや土砂災害が発生し、農業被害等があった。</p> <p>地すべりの兆候等から判断して緊急に対策を講ずべき地域である。</p> <p>都道府県・市町村に本事業と関連のある防災に関する計画に位置づけされているか、また今後予定がある。</p> <p>（関連工事）</p> <p>地すべりによる2次被害の増大を排除している。</p> <p>土地利用を合理化することにより、地すべりによる被害を軽減している。</p>	

項目を満たしている場合は「 」とする。
項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

平成 年度新規地区採択チェックリスト（直轄海岸保全施設整備事業）

（局名： ）（地区名： ）

1. 必須事項

項目	評価の内容	判定
1. 事業の必要性が明確であること。(必要性)	・ 海岸保全施設工事が海岸を防護し、もって国土の保全に資する等の観点から、当該事業を必要とすること。	
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	
3. 事業の効率性が十分見込まれること。(効率性)	・ 当該事業による効果が十分見込まれること。	
4. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	
5. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 海岸法等に規定されている要件を満たすこと。	

項目を満たしている場合は「 」とする。

項目欄の()には、主として考えられる観点を記述している。

（局名： ）（地区名： ）

2．優先配慮事項

項目	評価の内容	判定
1．事業で達成する目標に関する事項（有効性）	<p>相当程度広がりがある海岸背後地が防護される。</p> <p>海岸災害等からの被災者の減少が見込まれる。</p> <p>海岸災害等からの被害面積の減少が見込まれる。</p> <p>海岸侵食からの国土消失面積の減少が見込まれる。</p>	
2．事業内容や実施体制等に関する事項	<p>海岸事業による効果のうち、農業関係の割合が高い。</p> <p>コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。</p> <p>事業費の経済性、効率性が十分確保されている。</p> <p>過去災害による農業被害等が発生するなど、今後も地域の自然・地形条件により、災害発生の高危険地域となっている。</p> <p>防護区域内に重要な一般・公共施設等がある。</p> <p>海岸保全施設の安定度が低下している。</p> <p>耐震対策の計画がある。</p> <p>他事業との関連で緊急性がある。</p> <p>地域住民に対し、事業計画の内容等について説明を行い、事業施行に係る合意形成が図られている。</p> <p>都道府県及び市町村に本事業と関係のある防災に関する計画がある。</p>	

項目を満たしている場合は「 」とする。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

平成 年度新規地区採択チェックリスト（補助海岸事業）

（都道府県名： ）（地区名： ）

1．必須事項

項目	評価の内容	判定
1．事業の必要性が明確であること。（必要性）	・ 海岸保全施設工事が海岸を防護し、もって国土の保全に資する等の観点から、当該事業を必要とすること。	
2．技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	
3．事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	・ 当該事業による効果が十分見込まれること。	
4．環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	
5．事業の採択要件を満たしていること。	・ 海岸法及び事業実施要綱・要領等に規定されている要件を満たすこと。	

項目を満たしている場合は「 」とする。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

平成 年度新規地区採択チェックリスト（補助海岸事業）

（都道府県名： ）（地区名： ）

2．優先配慮事項

項目	評価の内容	判定
1．事業で達成する目標に関する事項（有効性）	<p>海岸災害等からの被災者の減少が見込まれる。</p> <p>海岸災害等からの被害面積の減少が見込まれる。</p> <p>海岸侵食からの国土消失面積の減少が見込まれる。</p>	
2．事業内容や実施体制等に関する事項	<p>海岸事業による効果のうち、農業関係の割合が高い。</p> <p>コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。</p> <p>事業費の経済性、効率性が十分確保されている。</p> <p>過去災害による農業被害等が発生するなど、今後も地域の自然・地形条件により、災害発生の高危険性地域となっている。</p> <p>防護区域内に重要な一般・公共施設等がある。</p> <p>海岸保全施設の安定度が低下している。</p> <p>耐震対策の計画がある。</p> <p>他事業との関連で緊急性がある。</p> <p>地域住民に対し、事業計画の内容等について説明を行い、事業施行に係る合意形成が図られている。</p> <p>都道府県及び市町村に本事業と関係のある防災に関する計画がある。</p>	

項目を満たしている場合は「 」とする。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。